

賃貸借契約一般条項

第 1 章 総則

(契約の目的)

第 1 条 乙は、この契約書に基づき、仕様書、図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定める品目を、契約書に定める期間、甲の使用に供し、甲は、その代金を乙に支払う。

(代金)

第 2 条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項により支払金額を確定することを約定、又は分割して支払うことを約定する場合は、当該特約条項の定めるところに従った金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。

(債務の引受け等の承認)

第 3 条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 賃貸借中の契約物品を担保に供する場合

(代理人の届出)

第 4 条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため代理人を選任する場合は、あらかじめ甲に届け出なければならない。

(下請負)

第 5 条 乙は、契約履行の全部または一部を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(知的財産権等の侵害の禁止)

第 6 条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成 1 4 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 2 項に規定する知的財

産権をいう。)又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書等の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

- 2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に対し説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

- 3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、すみやかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(秘密の保全)

第8条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は、利用してはならない。

- 2 甲は、この契約において甲の指定する秘密事項がある場合は、乙にその旨を通知し、乙は特約条項の定めるところにより秘密の保全に万全を期さなければならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第9条 乙は、この契約の契約物品又は貸付品(契約の履行のため貸与を受ける文書等をいう。)について該当ある場合は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2 乙は、契約物品及び貸付品について、障害等リスクが潜在すると知り、

又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないうように相応の注意をもって管理しなければならない。

- 3 乙は、契約物品又は貸付品について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙がもつばら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は貸付品の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。
- 6 前5項の規定は、第3条に基づき債務の引き受けをした事業者が債務を履行する場合にも適用する。

第2章 契約の履行

（貸付品の貸与）

第10条 乙が貸付を受ける品目、数量、貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書及び仕様書の定めるところによる。

（貸付品の保管、引取り等）

第11条 乙は、貸付品の貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、契約書又は仕様書と照合の上、異状（品質又は規格が使用に不適當な場合を含む。以下同じ。）及び数量の過不足の有無を確認する

ものとする。確認時又は後日、当該貸付品に異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲に申し出て、その指示を受けるものとする。

2 乙は、貸付品の貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を甲に提出するものとする。

3 乙は、貸付品をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。

4 乙は、貸付品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

5 貸付品の性質によって生じた契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことをいう。）については、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が貸付品の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。

6 貸付品の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
（貸付品の返還）

第12条 乙は、貸与を受けた貸付品につき、必要がなくなった場合は速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書を添えてこれを甲の指定する者に返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、乙の負担とする。

（持込みの予定期日の通知）

第13条 乙は、賃貸借の対象物品を設置場所に持ち込もうとする場合は、持込みの予定期日その他必要な事項について、あらかじめ、甲と調整を行わなければならない。

2 設置場所までの輸送（梱包を含む。）及び設置に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（引渡しの届出、確認、受取り）

第14条 乙は、対象物品を設置場所に持ち込み、その据付け、組立て及び調整が終了した場合は、直ちにその旨を甲に届け出なければならない。

2 甲は、前項の届出があった場合は、当該届出に係る対象物品について、異状の有無の確認を行うものとする。

3 甲は、届出があった対象物品に異状がないことを確認した場合は、乙から当該契約物品の引渡しを受けるものとする。

(監督)

第15条 仕様書等に特に定めがある場合は、甲の指名した監督官は、契約書、仕様書等及び甲の定める監督実施要領に基づき必要な監督を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合において、乙は、監督官の指示等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその指示等が不適當なことを知って、すみやかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該指示等によることを求めたときは、この限りでない。

3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(甲の義務)

第16条 甲は、賃貸借期間中、対象物品を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 甲は、対象物品に他の機器を取り付けて使用する場合は、あらかじめ乙の同意を得なければならない。

(乙の義務)

第17条 乙は、甲が常時対象物品を良好な状態において使用することができるよう対象物品の保全、整備及び調整を行わなければならない。

(対象物件の返還)

第18条 この契約が終了した場合、甲は対象物件を乙に速やかに返還するものとする。

2 前項に要する費用は、乙が負担する。

(対象物品の撤去)

第19条 乙は、賃貸借期間が終了した場合又は第27条の規定に基づき契約が解除された場合は、速やかに対象物品を撤去しなければならない。

2 甲及び乙は、契約物品の返還のために必要な協議を実施するものとする。

3 契約物品を撤去する場合の費用は、乙の負担とする。

(完成検査)

第20条 乙は、契約の履行が完了したときは、甲の完成検査を受けなければならない。

2 甲の指名した完成検査官は、契約書、仕様書等及び甲の定めた完成検査実施要領に基づき、必要な完成検査を行うものとする。

3 完成検査においては、乙が行った役務に関し、品質及び役務内容が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 前項の判定は、履行の完了日から10日以内にしなければならない。

5 完成検査を受けるために必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第3章 契約の事故

(対象物品の引渡し不能等の通知)

第21条 乙は、理由の如何を問わず引渡し日までに対象物品を引き渡す見込みがなくなった場合、対象物品を引き渡すことができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第22条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、対象物品を引き渡すことができなくなった場合は、乙は対象物品の引き渡しの義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、対象物品を引き渡すことができなくなった場合は、乙は対象物品の引き渡しの義務を免れるものとし、甲は乙に代金(乙が、履行の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。)を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第23条 甲は、賃貸借の期間中及び乙の指定場所に返還するまでの間に対象物品が滅失し又は損傷した場合は、速やかに乙にその旨を通知するものとする。この場合において、その損害は次項から第5項までの規定に従っ

て負担されるものとする。

- 2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。
- 4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 5 第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

(貸付品等の滅失又は損傷)

第24条 乙は、貸付品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

- 2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

第4章 契約の変更等及び解除

(契約の変更)

第25条 甲は、賃貸借の期間中、必要がある場合は、賃貸借期間、設置場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、賃貸借期間又は契約金額を変更するため甲と協議することができる。
- 3 前各号の規定により協議が行われる場合は、乙は必要に応じ変更部分に関する見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(事情の変更)

第26条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めると

ころが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

第27条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が賃貸借契約を履行しなかった場合
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が賃貸借契約を履行できなくなった場合
- (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が賃貸借契約を履行しなかった場合
- (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が賃貸借契約を履行できなくなった場合
- (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (6) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第28条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合において、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(契約解除に伴う違約金)

第29条 甲は、第27条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に該当し、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合

において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

- 3 乙は、甲が相当の期間において指定する期日までに第1項の違約金を支払わない場合は、その期間の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第30条 甲は前条により違約金を徴収し、又は同条第2項により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

- 2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲は、これを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(契約解除に伴う損害賠償)

第31条 甲は、第27条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が引渡し期日までに対象物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

- 2 乙は、第28条に規定によるこの契約の全部又は一部の解除により、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することができる。
- 3 甲は、第29条第2項の規定により、超過分の損害につき、乙に賠償を請求することができる。
- 4 前各項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に行われなければならない。

第5章 支払

(代金の請求及び支払)

第32条 乙は、前条の検査に合格したときは、適法な支払請求書により、甲に代金を請求することができる。

- 2 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30

日以内に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第33条 甲は、約定期間（前条第2項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第20条第4項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、そのこえる日数に応じ前2項の計算の例に準じ第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(相殺)

第34条 甲は、乙に対しこの契約又は他の契約において有する金銭債権と、この契約の支払うべき代金と相殺することができる。

第6章 特記事項

第1節 談合等の不正行為に対する措置（第35条—第37条）

(適用)

第35条 本節各条は、全ての契約に適用する。

(談合等の不正行為に対する措置)

第36条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正

取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 第1項に基づく契約の解除は、第27条第2項によるものとみなす。この場合において、甲は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第37条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、前条に基づく契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は同法第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項に規定する違約金に加え、契約金額の100分の5に相当する額を追加の違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合には、これを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 本条の規定は、この契約の履行が完了した後においても効力を有する。
- 第2節 公共事業からの暴力団排除の取組（第38条―第44条）
- （適用）
- 第38条 本節各条は、全ての契約に適用する。
- （属性に基づく契約解除）
- 第39条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意するものとする。

（行為に基づく契約解除）

第40条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第41条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第42条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第43条 甲は、第39条、第40条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第39条、第40条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第39条、第40条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第44条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否せるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第7章 雑則

(調査)

第45条 甲は、この契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前項に規定する調査に協力するものとする。

3 甲は、第1項によるもののほか、この契約について必要がある場合は、乙に対し調査を実施することができる。

4 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第46条 この契約の履行については、この契約条項によるほか、特約条項及び特殊条項の定めるところによる。

2 特約条項及び特殊条項は契約条項に優先する。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する)

る行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて
人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第47条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判
所の管轄に属するものとする。